

告 示

埼玉県告示第九百五十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があつた。

令和七年十二月二十六日

埼玉県知事 大野元裕

名称	所在地	廃止年月日
いわさき内科・循環器科	志木市本町五一一五一一二	令和七年十月三十日
クリニツク公園ばし	秩父市中村町四一九一一二三	令和七年十月三十日
医療法人徳洲会 行	行田市持田三一一五一一二三	令和七年十月三十日
田ふれあいクリニック	行田市持田三一一五一一二三	令和七年十月三十日
所沢いそのクリニック	所沢市東所沢二一一四一八	令和七年十月三十日
入間けやきクリニック	入間市河原町一一三入間市駅前ビル二〇七	令和七年十月三十日
神澤歯科医院	久喜市葛梅三一二一四	令和七年十月三十日
ポンポン山歯科医院	比企郡吉見町田甲七〇五一一	令和七年四月三十日

共立歯科医院	蓮田市東五一一九一一七	セキ薬局 藤久保店	入間郡三芳町藤久保二〇一一一	日	令和七年十一月三
原田薬局	あるま薬局	薬局松山西	東松山市松山町一一一四一四五	日	令和七年十一月三
一 F 熊谷市弥生一一六三一六弥生廣瀬ビル	○四一D 東松山市箭弓町一一一一七 一 F 一	六日 令和七年九月二十	一日 令和七年十月三十	日	令和七年十一月三